

支援業務の実施に関する計画

支援業務の概要に関する事項		
家賃債務の保証	業務の方法	（実施する場合）家賃債務保証業者 登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 898 号）により登録を受ける。 （実施しない場合）当面は実施しない。 必要が生じた場合には、家賃債務保証業者登録規定の登録を受けた家賃債務保証業者と連携して対応する予定 （委託する場合）家賃債務保証業者（〇〇）と業務委託契約を締結
	住宅確保要配慮者の範囲	低所得者、高齢者、子育て世帯、外国人、e t c
	対象とする区域	〇〇市、□□町
	委託の場合の相手先 （法 43 条に基づく認可が必要）	（所在地）〒650-0011 神戸市中央区下山手通〇—〇〇—〇 （名 称） 株式会社△△ （登録の有無） <input checked="" type="radio"/> 有・無 （登録番号）国土交通大臣（1）第□□号
円滑な入居の促進に関する援助	支援業務の内容	・相談対応 ・住まいの情報提供・不動産業者・物件への同行 ・契約時の立ち会い、手続き支援等
	住宅確保要配慮者の範囲	低所得者、高齢者、子育て世帯、外国人、e t c
	対象とする区域	〇〇市、□□町
生活の安定及び向上に関する援助	支援業務の内容	・相談対応 ・安否確認・見守り ・緊急連絡先の提供 ・生活支援、食事の提供 ・引っ越し、死後事務、遺品整理等
	住宅確保要配慮者の範囲	低所得者、高齢者、子育て世帯、外国人、e t c
	対象とする区域	〇〇市、□□町

申請法人が対象とする予定の住宅確保要配慮者の範囲を記載してください。

申請法人が対象とする予定の区域を記載してください。

申請法人が実施する予定の支援業務を、具体的に記載してください。

※業務が複数に及ぶ場合はこのシートを使用して下さい。

組織及び運営に関する事項		
支援業務に係る申請者の実務経験	業務内容	入居に関する相談支援
	業務期間	令和元年〇月～現在
支援業務に関する実務経験を有する役員※1	役員氏名	兵庫 太郎
	従事した業務内容	住宅確保要配慮者への相談支援
	従事した期間	令和元年〇月～現在
支援業務に関する資格を有する職員※2	職員名	兵庫 花子
	従事した業務内容	要配慮者への住宅支援
	従事した期間	平成〇〇年〇月～
	資格名称	宅地建物取引士
	資格取得年月日	平成〇〇年〇月〇日
支援業務に関する資格を有する職員※2	職員名	兵庫 次郎
	従事した業務内容	高齢者および障がい者への支援
	従事した期間	平成〇〇年〇月～
	資格名称	社会福祉士
	資格取得年月日	平成〇〇年〇月〇日
業務実施体系図 (※1、※2の役員及び職員の業務との関連を記載)		

申請者と役員のいずれかが過去3年以上、支援業務に係る実績を有している必要があります。

直接関与する職員が、必要な資格及び実績を有している必要があります。

※業務実施体系図が別途ある場合はそれを添付下さい。

業務規程等 (その①) ※	住宅確保要配慮者 に対して提供する 情報に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居に関する情報 ・ 福祉に関する情報 ・ 連携する相談窓口に関する情報 ・ 生活支援サービス等に関する情報 等
	相談業務に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務時間内に、相談窓口を設置する。対面・電話・FAX・メール等にて受理する。状況に応じて訪問も行う。 ・ 相談員は、〇名体制（兼務を含む）とする。相談員には、有資格者を含む。 ・ 相談業務に支障がないよう、他の業務と適切に分離する体制を確保する。
	家賃債務の保証に 関すること	<p>（実施する場合）家賃債務保証業者 登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 898 号）により登録を受ける。</p> <p>（実施しない場合）当面は実施しない。</p> <p>必要が生じた場合には、家賃債務保証業者登録規定の登録を受けた家賃債務保証業者と連携して対応する予定</p> <p>（委託する場合）家賃債務保証業者（〇〇）と業務委託契約を締結</p>
	支援業務の一部を 委託する場合にあ っては、委託に関 すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃債務保証、緊急連絡先、見守りサービス、死後事務委任等の必要が生じた場合には当法人で実施することが困難なため、外部に委託し、連携して実施する。 ・ 家賃債務保障に関しては、株式会社△△に委託し、連携して実施する。詳細は、別添業務規程のとおりとする。 ・ 保証人紹介については、株式会社◇◇に依頼する。 ・ みまもりサービス、生活支援を NPO 法人●●と連携する。 ・ 契約代行、死後事務委任等を提携する行政書士□□事務所に依頼する。
	家賃の代理納付に 関すること（生活 保護世帯への支援 業務を行う場合の み)	必要に応じて各自治体の支援担当窓口へ同行して相談し、家主へ代理納付する手続きを依頼する。

※業務規程等が別途ある場合はそれを添付下さい。

<p>業務規程等 (その②)</p>	<p>法第 51 条第 1 項 に規定する住宅確 保要配慮者居住支 援協議会との連携 に関すること</p>	<p>(活動区域の居住支援協議会・) 地方自治体・居住支援団体等と連携し、 要配慮者への居住支援を実施する。</p> <div data-bbox="646 302 1353 609" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>連携先の自治体・団体等とその連携方法について、 具体的に記載してください。 兵庫県内で居住支援協議会を立ち上げている市町 は、神戸市・姫路市・宝塚市 (R4 現在) です。</p> </div>
	<p>個人情報の取扱に 関すること</p>	<p>法人の個人情報保護規定に基づき、厳重に管理</p> <div data-bbox="430 683 1161 817" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>申請法人の個人情報保護規定等を添付してください。</p> </div>
	<p>緊急時の体制に関 すること</p>	<p>緊急時の連絡先： 業務時間内 (○：○○～○○：○○)：相談窓口 TEL：●●●●-●●●●-●●●●●●</p> <p>業務時間外 (緊急のみ)：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡対応先に連絡 ・必要に応じ法人対応：法人内職員で持ち回り 携帯電話：△△△-△△△△-△△△△ ・別途見守りサービス (有償) □□警備会社と契約 ・身体・生命に喫緊の危険が生じる恐れが大きい場合：警察消防に連絡
	<p>その他支援業務の 適確な実施のため に必要なこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公平な情報提供に基づき、要配慮者の意思を尊重する ・要配慮者の特性を知り、円滑なコミュニケーションを図る ・居住支援に関するセミナーを実施 ・居住支援法人や支援団体との交流会・勉強会に参加 ・要配慮者の入居先となる家主等への理解を促進するための啓発活動

※業務規程等が別途ある場合はそれを添付下さい。